

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

江津市長 中村 中

市町村名 (市町村コード)	江津市 (322075)	
地域名 (地域内農業集落名)	江津西 (寺側、蛭子南、蛭子北、南口、根木、西屋口、新谷、土床、久保川、開拓、青山、二宮18組、二宮17組、二宮16組、二宮15組、二宮14組、二宮13組、二宮12組、二宮11組、二宮10組、二宮9組、二宮8組、二宮7組、二宮5組、開拓、敬川1区、敬川2、15区、敬川3区、敬川4区、敬川5、14区、敬川6、7区、敬川8区、敬川13区、高田地区、波子9区、波子12区、波子13区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月25日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者4者(2法人)、認定新規就農者1者、農作業を受託する農業支援サービス事業者1者(1法人)を含む3法人5個人が地域の農業を担う者として在しており、さらに隣市から参入予定の認定農業者1者(1法人)、新たに認定新規就農者となる予定の者が1者追加される見込み。 ・上記担い手による集積率は約27%。 ・日本海に面する地域を広くカバーするエリアだが、農地の大半は山間地域にあり、小さくまとまった区域が点在している。 ・水稻栽培をメインとしながらも、土地利用型作物を栽培する担い手は少なく、施設園芸(トマト、花き)や繁殖豚、繁殖和牛など多様な営農形態が混在するエリア。 ・既存の担い手の営農形態(畜産、施設園芸等)や稲作農業者の高齢化等により集積拡大を望むのは難しく、農業支援サービス事業者への委託も年々減少傾向にある中、新たな担い手の確保・育成や受委託システムの改善検討が望まれる。 ・圃場整備は概ね完了しているが、敬川地区では未実施。【H18~19(久保川)、H16~19(羽代)、S55~63(飯田)、S57~H1(神村)、H18~19(高田大埜)】

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・施設園芸(トマト・きのこ)の拠点化を図りつつ、水稻耕作者と農作業受委託により農地維持を図るエリア ・新規に参入した(する)担い手への継続的な支援と大規模畜産農場と協力した耕畜連携の推進。 ・農業支援サービス事業者の活用による担い手不在地域へのカバー体制の強化 ・施設園芸を中心とした新たな担い手の確保・育成

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	285 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業を担う者が現に耕作している農地と、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の対象となっている農地に加え、協議の場参加者等が将来にわたって守ることを望む農地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とし、それ以外の農地を保全・管理等が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久保川集落は繁殖和牛経営を営む新規就農者が営農する区画をブルーゾーンとし、その他の圃場整備済みの区画については、担い手不在のためレッドゾーンとする。 ・二宮18組集落は担い手が不在であり、レッドゾーンとし活用方法を検討する。 ・二宮11地区集落は担い手が施設園芸（トマト・きのこ）を展開している区域及び拡大予定の区域をブルーゾーンとし、その他の水田については担い手不在のためレッドゾーンとする。 ・二宮12組集落、二宮13組集落、二宮14組集落は担い手が一部施設園芸（トマト）の拡大を予定している区域をブルーゾーンとし、その他の区域は担い手が高齢かつ縮小意向のため、レッドゾーンとする。 ・二宮5組集落、二宮7組集落、二宮8組集落、二宮9組集落は担い手が耕作している区域のうち、圃場条件が改善すれば拡大が可能な区域をグレーゾーンとし、その他区域及び担い手不在の区域をレッドゾーンとする。 ・開拓集落（敬川）は県内でも有数の豚の繁殖施設を有しており、当該区域をブルーゾーンとする。 ・敬川6、7区集落は担い手が高齢かつ縮小・撤退意向のためレッドゾーンとする。 ・高田地区集落は担い手が不在のため、レッドゾーンとする。 ・波子13区集落は担い手が不在のため、レッドゾーンとする。 ・波子9区集落は、隣市から担い手が参入する予定としている区域をブルーゾーンとする。 ・上記に記載のない集落の農地については、段階的に保全・管理に移行する区域とする。
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>担い手の経営意向を斟酌しながら、順次中間管理機構による集積を進めていく。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>エリア内の多くの集落で、小規模基盤整備（暗渠排水、大区画化、区画形状の改善、農道の拡幅）が必要。敬川地区に参入する可能性を持つ担い手があり、条件等の整理を進めながら必要な施策を検討する。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>有機農業を含めた畑作露地栽培の拠点として、地域の農業法人と連携し、多様な人材の確保・育成を推進する。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>農業支援サービス事業者が農作業を受託する面積が大きいエリアであり、担い手不在集落をカバーするため、受委託システムの改善検討を進めながら、面積維持・拡大を図る。</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシによる農業被害が大きいため、地域と行政が連携し対策を講じていく。 ・施設園芸が盛んなエリアであり、営農状況や市場の動向等を鑑みながら拡大を推進することで、新たな担い手の発掘につなげる。 ・エリア内の新規就農者が市内最大規模の繁殖和牛経営を営んでおり、飼料及び堆肥の需給について連携を図る必要がある。 ・区画間の段差が大きい農地が多く参入阻害要因となっているため、対策を検討する。 ・傾斜角度の大きい畦畔が多いため、畦畔管理の省力化について検討する。
